

区分	主な意見
1. 検討会全般に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○研修カリキュラム以外の付随するものは、宿題として報告書に残しておくことが大事。(第1回) ○補助員の研修カリキュラムについては、放課後児童支援員の研修の中身が一部入るとは思うが、直接リンクしないので、検討会は淡々と進めていけばいいのではないか。(第1回)
2. 認定研修に関すること	<p>(研修全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門家と現場の職員との協働による研修はとても効果が高く、座学として一方通行の研修だけではなく、双方向の研修体制を考えていく必要がある。(第1回) ○既存の研修や養成のカリキュラム、他分野の養成課程を視野に入れておく必要がある。(第1回) ○資格は持っているが初めて入ってくる人への研修の体系は考えておく必要がある。(第1回) ○放課後児童支援員に対して共通のアイデンティティを持たせ、研修を通じて全国共通のものしていくために、今までの都道府県研修と違うところが明確に表に出ることが必要である。(第4回) ○スキルアップのための研修と認定研修とのすみ分けを図ることが必要。(第1回) ○実際のスキルアップの研修と、認定研修の差異が分からなくなることは避けなければいけない。本来この認定研修とは別個に、スキルアップの研修を都道府県も市町村ももっと充実する必要がある。(第4回) ○認定研修は、事業内容の水準を利用者の視点に立って明らかにして、それを支える支援員の仕事を明確にするという意味で、24時間というのは非常に少ないとと思うが、実質的なスキルアップを考えるのであれば、介護等と同じように、実習や事例検討もやった上で、認証するという方法もあると考える。今回は、そこはスキルアップの研修に委ねて、極めて限定された時間の中で認定研修を行うと位置付けているので、共通に担保すべき部分は崩さないほうがいいのではないか。(第4回) ○放課後児童クラブの職員と管理者の研修の場で、第3回までの議論について説明したところ、認定研修により、都道府県のこれまでの現任訓練のスキルアップ研修の予算が全部移ってしまう可能性があるとの指摘があった。現任訓練やスキルアップのための継続的な研修が薄まるここと、予算がなくなることが非常に懸念されること。検討会では、現任訓練や、現職のスキルアップということをしっかりと体系化し、予算も確保して、研修体系の在り方について議論してほしいとの意見があった。(第4回)

これまでの検討会（第1回～第5回：都道府県認定資格研修関係）における委員の主な意見②

区分	主な意見
2. 認定研修に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○認定研修のもつ全体としての趣旨を含め、ガイドラインをしっかりと固めて、速やかに都道府県に示していくことが重要ではないか。（第4回） ○認定研修が、今までの都道府県研修とは違うということを、都道府県に早く伝えておく必要がある。今まで都道府県がやっていたスキルアップ研修も、都道府県によってかなり違うと思う。今回国が資格を与える現任研修がどういうものであり、今後都道府県・市町村が実施した方がよい研修について、検討会として考え方を示すことが望ましいのではないか。（第4回） ○<u>新しく省令で基準が決まったことから、その内容をきっちり入れていくこととそれを理解していただくことがとても重要であると考える。（第5回）</u> ○認定研修について、「研修」という言葉は馴染まないのではないか。これは研修ではなくて、最低限の品質保証であり、保育士養成は保育士研修ではなく、養成課程というように、資格認定講習ではないか。通知または告示を出すときには「認定講習」と変えたほうがいいのではないか。（第4回） ○認定研修にするか、認定講習にするか、名称が体現するところの研修制度の本質、在り方、立場をもう少しはっきりと出す必要があるのではないか。（第4回） ○認定研修の受講者を決める事務に当たり、都道府県だけではなくて、より現実を把握している市町村も一緒に関わっていく必要がある。（第4回） ○講師と放課後児童指導員(特に現任者)が持っている知識や実践を相互交流させながら新しく研修をつくっていくという姿勢が大事。（第2回） ○実施方法について、委託する際のルール、丸投げにならないような一定の方向性を示す必要がある。（第1回） ○非常に高いレベルの研修を求められているので、各都道府県に任せられて研修を自由に行うことではなくて、全国共通のレベルの研修を行うために、まず各都道府県の指導者を養成するための指導者研修のようなものが必要ではないか。（第3回） ○<u>実施主体が都道府県で、一部民間団体等に委託可能であるが、都市部と異なり、なかなか委託先が見つからないというところもあると考えられるので、指導者研修をぜひ実施してほしい。（第5回）</u> ○名称について、省令で「研修」とされているものを認定講習と呼ぶことは技術的に可能か。講習と研修の用語の使い分けが厳密に対立するものでなければ、省令上研修と書いているものを、認定講習と呼称してはどうか。（第4回）

これまでの検討会（第1回～第5回：都道府県認定資格研修関係）における委員の主な意見③

区分	主な意見
2. 認定研修に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援員(仮称)研修制度における名簿の管理や認定登録等、当検討会で決めているものと齟齬がないようにしていく必要がある。(第4回) ○放課後児童クラブの職員と管理者の研修の場で、社会福祉法人が保育所と放課後児童クラブを実施している所では、保育士資格を持っている放課後児童クラブの専任職員を保育所に異動させて、保育士の確保を行っている。そうすると、放課後児童クラブの職員の有資格者が少なくなっていて、確保ができない状態になることが懸念されるので、職員確保についてはしっかりと対策をとる必要があるのではないかとの意見があった。(第4回) ○ガイドラインは、研修の必要最小限のものを抽出した内容になっているので、都道府県には、この骨格はきちんと維持していただきたい。基本的な考え方や研修内容については、通常のスキルアップ研修と置き換えるものではないという考え方について丁寧に説明をして、搖るがないようにしていただきたい。(第5回) ○都道府県の意見を反映できるような仕組みを考えておく必要があるのではないか。実施者、運営者、場合によっては受講者など、様々な方々の意見などを聞き取れる機会があるとよいのではないか。(第5回) ○海外の親向けの資料では、放課後児童クラブはどんなところなのか、どういう人たちが指導に当たっているか、指導員が犯罪歴のチェックを受けているかなどを情報提供しており、親が安心できるプロセスがある。今の日本のシステムには、親にそのような説明がないので、今回、保護者に対してもきちんと説明をしてもらい、親の側から研修の意見などを出してもらうようにして、レベルアップを図るとよいのではないか。(第5回) <p>(定員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定員100名程度ということだが、受講の優先順位をどうするか、回数を目算立ててやることが大事。(第3回) ○100名程度が望ましいが、受講者が多い、またはニーズにあった回数を実施できない都道府県もあると推測する。地域事情にあった柔軟な運営を可とする但し書きがあってもいいのではないか。(第3回) ○100名程度にしなければならないということではなく、規模の小さいところでは、40～50人の演習形態の実施もできるように、「100名程度まで」としてはどうか。(第4回) ○地域的なバランスを考えて「100名程度まで」とする意見に賛成。(第4回)

これまでの検討会（第1回～第5回：都道府県認定資格研修関係）における委員の主な意見④

区分	主な意見
2. 認定研修に関すること	<p>(研修項目・科目等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在勤めている方々を対象として、資格の付与を想定した場合、泊まりがけなど長い日数をかけることはほとんどの人が物理的に不可能。その点を考えたときに、30時間を越えないことが限度と考える。(第1回) ○地域の実情や職員が資格要件を十分満たしていない場合を考慮し、「24時間程度以上」、または「地域の実情に応じて他の科目を追加することも差し支えない」としてはどうか。(第4回) ○しばらくの間は既存の支援員が研修の対象になることを踏まえて検討する必要がある。時間数の設定や、参加者が既に従事している方か、これから始める方かによって、同じ科目であっても内容の調整が必要。認定研修ではまず基本を押さえて、実践的なところは現任研修の中でやっていけるので、必要最小限のところを認定研修に組み込む必要がある。(第1回) ○時間数について異論はないが、都道府県別にクラブ数や対象者数から想定される年間の研修回数をシミュレーションしてはどうか。(第3回) ○ある程度共通に伝えられるシラバスの要点が必要。(第1回) ○放課後児童支援員としてのアイデンティティを持つる科目にすること、クラブの専門職倫理、職業倫理、あるいは役割をしっかり押さえておくことが大事。クラブの意義や内容、放課後児童支援員の業務について共通理解が得られる科目構成にすることが大事。(第1回) ○基準第7条にある職員の一般要件「児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない」という項目と照らし合わせて、「理論及び実際にについて訓練を受けた者」ということを具現化する必要があるのではないか。(第2回) ○「1-② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割」について、子どもの権利についての理解においては、単に安全で安心できるという保護的な面に限定せず、子どもの意見や自由を尊重するという参加の権利についても触れる必要があるのではないか。(第3回) ○「1-② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割」の「児童福祉」は、P5の「児童家庭福祉」、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」、「1-③ 放課後児童クラブに関連する子ども家庭福祉施策」の「子ども家庭福祉」との整合性を図るために、「子ども家庭福祉」または「児童家庭福祉」とるべきではないか。「児童福祉」は、すでに戦後から1990年代半ばまでの子どもの福祉を指す用語として用いられている。(第3回)

これまでの検討会（第1回～第5回：都道府県認定資格研修関係）における委員の主な意見⑤

区分	主な意見
2. 認定研修に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達理解の基礎と児童期の生活と発達は重複しないか。代わりに「子どもの権利」についての研修を入れる必要があるのではないか。（第2回） ○イギリスでは子どもの意見を聞くことを重要視している。日本ではあまり強調されていないが、子ども観や子どもの権利、特に子どもの参加についての研修を期待。（第1回） ○法改正で新しく加わった高学年の発達と支援についての視点が必要。（第1回） ○科目のうち、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」と「3-⑩ 障害のある子どもの育成支援」はシラバスでは内容を書き分けられているものの、担当講師がこれを解説し分けることは難しいので、表記・内容など再考できないか。（第3回） ○特別な配慮を必要とする子どもの家庭に対する支援は一定程度必要。（第1回） ○「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」について、ここでスクールソーシャルワークについて学ぶ必要があるのではないか。すべて放課後児童クラブで対応するのではなく、学校にも役割があることを確認すべきである。（第3回） ○「子どもの遊びの理解と遊び支援」について、遊びは重要であるが、宿題や勉強など学習の位置づけや考え方、方法等についても研修で伝える必要がある。（第2回） ○親との対話や連携といった保護者対応に関する研修も今後必要ではないか。（第1回） ○「放課後児童クラブにおける子ども・保護者支援のあり方」というタイトルの「支援」という言葉に違和感がある。子ども・保護者とのかかわり方など対等な関係性を出せるような言葉にした方がいいのではないか。（第2回） ○「3-⑩ 障害のある子どもの育成支援」の「主な内容」の中に「保育所等訪問支援事業」を例示（「保護者の希望により導入される保育所等訪問支援事業への理解など保護者との連携・支援に関する事項」とするなど）として入れてはどうか。（第3回） ○「保護者との連携・支援」について、保護者を支援するだけでなく、保護者の協力を得て、どのようにクラブを充実させるかの手法や事例の紹介や、「子どものためにできることをやりたい」という親の力を生かす方法を研修に入れる必要があるのではないか。（第2回） ○「4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援」について、保護者の意向や要望を積極的に聞き、運営に反映させることの重要性の確認や保護者のアイディアやボランティアを生かして、活動を充実させる方法について知るべきである。（第3回） ○学校の先生、地域の人、親などを活用していく連携の力が必要。（第1回） ○子どもたちの学校での様子の把握など、学校との連携に関する科目が必要。（第1回）

これまでの検討会（第1回～第5回：都道府県認定資格研修関係）における委員の主な意見⑥

区分	主な意見
2. 認定研修に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの健康管理・情緒の安定及びおやつと食の安全(アレルギー対応等)」のおやつは指導員が行う基本的な内容のため、支援員の仕事内容に入れるか、具体的なおやつの内容などは現任研修でもいいのではないか。(第2回) ○指導員は、高学年の保健衛生の面について不安に思っているという声もあるため、研修に取り入れてもいいのではないか。(第2回) ○一定程度、アドミニストレーションの科目を入れて、全体の運営管理ができる資質が必要。(第1回) ○お金、メール、パソコンの扱い、書類の保管等クラブの経営に関することも研修に取り入れた方がよいのではないか。(第2回) ○「5—⑬ 子どもの基本的な生活面における対応」は言葉としてこなれておらず、「子どもの生活面における対応」、「放課後児童クラブにおける生活上の対応」などの表現としてはどうか。(第4回) ○「6—⑮ 放課後児童支援員の仕事内容」において、主な内容の3番目に「育成支援の記録の必要性」とあるが、これはねらいと照らし合わせると、育成支援以外の職務の内容として位置付けられているのか。子どもとの直接的なかかわりの部分ではないが、記録は育成支援の一部であると考える。その場合、ねらいの「放課後児童クラブの育成支援以外の職務の内容について理解する」は、主な内容の2つ目の、「子どもや保護者との直接かかわる仕事を支える職務の内容」と揃えて、「放課後児童クラブの育成支援を支える職務の内容」、あるいは、同じ文言とした方がよいのではないか。そうすれば、主な内容は原案通りで良いのではないか。(第4回) ○「6—⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理」の「運営内容の自己評価と公表」について、外部の評価を受ける、保護者、学校、子ども、地域などの代表からなる運営委員会や評議会等を作つて活動の評価や改善の方法などを検討するなど、評価を受け改善していくことの重要性について、確認する必要がある。(第3回) ○実習について、経験者は実習を免除するけれども初任者は実習を入れるなどの検討が必要。(第1回) ○採用前の人も対象となり、インターンシップが付与されるならば、実習の時間数、内容なども検討される必要がある。(第1回)

これまでの検討会（第1回～第5回：都道府県認定資格研修関係）における委員の主な意見⑦

区分	主な意見
2. 認定研修に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○現場研修を取り入れ、現場の人から実習者の評価コメントを取るとよいと考える。また、学校見学や授業参観という形でも意味があるので、厚生労働省と文部科学省の壁を越えて学校側の協力を求めるることはできないか。（第2回） ○実質的に役立つ技能向上に直接関わる研修は、別途考える必要がある。（第2回） ○実習については、現実的には受入側の負担の問題が大きい。（第2回） <p>(科目の一部免除)</p> ○24時間であれば、そんなに負担が大きいわけではないので、原則すべて受けさせていただく形でよいのではないか。また、5年以上の実務経験があれば免除するという形は、ガイドラインがしっかりしていない状況において、再考したほうがよいのではないか。また、放課後児童クラブの方は日々変わっているので、新しい動向について学んでいくことは大切であり、実務経験による免除はないのではないか。（第3回） ○省令第10条第3項との関係で、経験年数で研修を受けない基準にすることは矛盾が生じのではないか。むしろこの認定研修というのは、放課後児童クラブについて新しく省令を作り、それに基づいて経験のある者も改めて有資格者として学んでいくことが前提になっているので、経験年数は免除の対象外ではないか。（第3回） ○資格の有無によって免除するかについて、どのくらい前に資格を取得したかにもよるが、放課後児童支援員として働くことを前提にその話の内容を聞くということと、学生時代に幾つかある科目を学んだということでは捉え方が違うので、学び直しは不要なことではないのではないか。むしろ免除するのであれば、都道府県や市町村が実施した研修で、同じような内容に該当すると客観的に判断できる指標を設けて、その上で免除できるということは考えてもいいのではないか。（第3回） ○免除について、大学教育を通じた保育士の養成では、保育の概念には全ての児童を対象としているという考え方が貫かれているので、これがスキルアップの研修であれば、もう一度学び直しがことでもよいが、あくまでも認定研修ということなので、一定の学習の成果、公的資格についての配慮はあっていいのではないか。（第3回） ○いくつかの都道府県では、既に大学等の協力を得て、かなりレベルの高い研修を実施していると聞いている。内容的に同程度のレベルの講座であれば、一部の科目を免除するといった柔軟な制度設計も必要ではないか。（第3回）

これまでの検討会（第1回～第5回：都道府県認定資格研修関係）における委員の主な意見⑧

区分	主な意見
2. 認定研修に関すること	<p>○今回の認定研修というのは、業務を遂行する上での必要最低限の知識、技能の修得と、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことが中心であるから、実践的なスキルアップの研修とは切り離して考えるべきである。民間で行われているスキルアップを前提とした研修を全国一律の基準と置き換えるのは非常に無理があるのではないか。むしろ都道府県の従前のスキルアップにつながる研修を、この認定研修によって置き換えてしまうではなくて、充実をしていくことが前提になれば、認定研修をすることによって、スキルアップの研修が形骸化してしまうという問題が起きるのではないか。（第3回）</p> <p>○資格を持っている人について科目を免除することは、その資格を取得するための品質保証は国の養成課程があって、その科目を受けて単位を取った者は免除に該当するだろうと考えてよいのではないか。それに対して、都道府県・市町村や民間団体など、様々な所が実施したものについて科目を免除するというのは、その質の担保について国家的な保証ができるということになり、保証するとすればその研修が本当に有効だったのか1つ1つ検証していかなければならないが、それはとても大変な作業である。科目免除をもしも考えるとするならば、それは有資格者ということに限定すべきではないか。（第3回）</p> <p>○保育士、社会福祉士、教員免許という公的に客観的に証明できるものについては免除と考えていいのではないか。（第3回）</p> <p>○国家資格は一定の免除がなされるべきだと考える。保育士等として専門的に養成された者が、放課後児童支援員になる際にその課程で修得した知識・理論について受講義務があるのは、大学教育課程との関係においても整合性に欠くのではないか。どの科目が免除されるべきかの議論は今後の課題として、まずは国家資格で科目を一部免除するという方向性を打ち出せればよいのではないか。（第3回）</p> <p>○放課後児童クラブで働いたことがない方が支援員になる可能性も考えたときに、免除科目があることが果たしていいかどうか。（第3回）</p> <p>○保育士や教員資格取得のために学んだ内容と、放課後児童クラブのために学ぶべき内容が、一致するのか、実務経験のある人が制度について十分に理解しているのか。それほど長い時間を求めているわけではないので、原則は免除しないほうがよいのではないか。ただし、すでに都道府県で研修などを行っていて、その内容と重複するということなど、都道府県で特別の事情があれば免除する意見である。また、民間の独自資格は、当面はこれも科目免除としないことを考える。（第3回）</p>

これまでの検討会（第1回～第5回：都道府県認定資格研修関係）における委員の主な意見⑨

区分	主な意見
2. 認定研修に関すること	<p>○既に取得している資格等に応じて、研修科目の一部を免除することについて、免除科目が「2子どもを理解するための基礎知識」の内容に限定されたこと、また、免除の考え方(案)の内容については、事務局案に賛同する。(第4回)</p> <p>○「3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援」について、放課後児童クラブに特化した子どもの支援だということであれば免除できないのではないか。(第4回)</p> <p>○利用者の権利擁護と利益を公平に保障するために、国として放課後児童クラブの水準を明確にすることが、認証資格の第一義的な目的であるため、免除するという発想ではなく、事業に必要な内容を担保することが必要である。その点で、科目免除については4、2、2が妥当と考える。(第4回)</p> <p>○放課後児童支援員は、国が一定の知識と資格を持った者に与える、全国ベースの最低限の品質保証であるため、都道府県で免除科目の裁量を広げることは資格にとって自殺行為ではないか。幅広になることについては懸念がある。(第4回)</p> <p>○裁量の幅について、16科目の項目を超えて動かさないなど提示の仕方が必要ではないか。(第4回)</p> <p>(研修期間等)</p> <p>○半年ぐらいの期間にしておいたほうが、前期は2日間春にやって、後期2日間は秋にやるとか、いろいろなバリエーションが考えられるのではないか。(第3回)</p> <p>○転居や転職というようなケースが想定されるときに、今の研修期間などが当てはまるケースでないことも想定すべきではないか。また、既修了科目の取り扱いも関わるのであれば、その期間も併せて検討するほうがいいのではないか。(第3回)</p> <p>○2～3ヶ月以内というのは短いのではないか。できるだけ早期に連続して受けることは正論だと思うが、受講者は所属先の都合や職場での勤務態勢や仲間の都合、家庭での事情などがあって、主催者の設定する日に合わせて参加できる者ばかりではないということを念頭に置かなければならぬのではないか。(第3回)</p> <p>(研修教材)</p> <p>○介護等の事業と異なり、放課後児童クラブは職務内容の構造が体系化されておらずテキストをつくるための蓄積がないため、シラバスなど基本的なところを示して、研修を蓄積しながら、事業の体系化を図っていく必要がある。(第2回)</p>

これまでの検討会（第1回～第5回：都道府県認定資格研修関係）における委員の主な意見^⑩

区分	主な意見
2. 認定研修に関すること	<p>○シラバスやテキストは、研修を実施しながら作り上げていくという意見もあり、慌ててテキストを作る必要はないかもしれないが、このねらいと主な内容だけでは適切に講義できるのか疑問であるので、もう少し細かい項目立てや、具体的な内容を記載する必要があるのではないか。（第5回）</p> <p>（通信学習）</p> <p>○特に遠方から出てくるという負担を考えると、ネットやパソコンを活用した方法も考える必要がある。（第1回）</p> <p>○通信学習について、DVDのみではなく、講師が入り質疑応答、演習を組むことが必要。（第2回）</p> <p>○これからガイドラインをしっかりと作っていくことになっており、それに基づいた教材等ができる初めて検討の俎上に載るものではないか。（第3回）</p> <p>○現実的に稼働するイメージが持てないため、次年度以降の課題とするのがよいのではないか。（第3回）</p> <p>（既修了科目の取扱い）</p> <p>○この研修制度は資質の高い、一定の質が担保されたものにしようとしているので、転居しても一部科目履修を認めてもいいのではないか。（第3回）</p> <p>○受講者を考えると24時間一気に受けられないという方もいるので、多少事務が煩雑になっても、一部履修を認めるということでよいのではないか。（第3回）</p> <p>○かなり忙しい日常の中から受講するということを考えると、実務上は大変煩雑になるが、やむを得ない事情に限って一部科目修了証を出すことは妥当ではないか。（第4回）</p> <p>○現実的に受講する側から考えると一部科目履修を認めたほうがいいが、実施側の都道府県の負担を少なくする方法と、参加する側が特別何かの事情があってということであれば考慮できるような配慮と両方のバランスを取る必要があるのではないか。（第3回）</p> <p>○一部科目履修を認めない方法でよいと思う。ただし、病気等で欠席した場合、同じ都道府県で再度、欠席した科目の受講を認め、それにより認定証を出すことを検討してはどうか。（第3回）</p> <p>○一部科目修了証を発行する案に賛同する。その上で、事務上の方法を技術的に検討していくのがよいのではないか。（第3回）</p>

これまでの検討会（第1回～第5回：都道府県認定資格研修関係）における委員の主な意見⑪

区分	主な意見
2. 認定研修に関すること	<p>(修了評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各科目終了時にレポートを提出することはかなり厳しいのではないか。（第2回） ○科目単位、1日単位あるいは終了単位のどれが一番効果的なのかを検討していく必要がある。（第2回） ○科目単位は担当講師、運営事務局、受講者に負担がかかりすぎ、終了単位は受講機会によって提出するタイミングがバラバラになる可能性があることから、1日単位に賛同する。レポートの内容については、それによって評価・判定するものとしての位置付けではなく、全科目修了したことを振り返っての所感でよいのではないか。また各都道府県で民間団体に業務委託する際、講師選定の基準が曖昧になることも危惧され、研修の質を担保する観点からも受講者アンケートとして活用する方法もあるのではないか。（第3回） ○講師の負担等を考えると、認定研修終了時にレポートを提出する案でよいのではないか。認定研修修了時に、放課後児童支援員としての思いやこれからの決意あるいは学んだことなどをレポートでしっかりと書いていただくことでよいのではないか。（第3回） ○最終日にのみレポートを提出する方法は、全部終わったところで改めてまた机に向かって書かないといけないので、負担になるのではないか。（第3回） ○例えば、研修講師の評価をフィードバックしていただくことが質の担保につながっていくと考えると、その日に履修した科目をすべてまとめてその終了時にレポートを提出する方法が適切なのではないか。教科ごとというのは負担が大きいのではないか。（第3回） ○1日の終わりに講義内容に関するチェックシートと、自己評価のチェックシートを記入してもらうはどうか。そのチェックシートは全科目について出してもらい、一番最後に支援員としての自分の気持ちなどを書いていただいてはどうか。（第3回） ○利用者の立場からは各科目ごとのレポート提出が望ましいが、認定側の負担が大きいため、各曜日ごと又は最終日のみでもやむを得ないのではないか。また、提出すれば認定ではなく、その内容に特別に気になる点等があれば、再受講の要請や、認定しないということも必要ではないか。（第3回） <p>(実施方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修について、4日間通じて行うのか、2日間丸ごとで午後だけ4日間行うのか、実施方法について検討する必要がある。また、支援員が勤務する放課後児童クラブに影響が出ないよう時間について配慮する必要がある。（第2回）

これまでの検討会（第1回～第5回：都道府県認定資格研修関係）における委員の主な意見^⑫

区分	主な意見
3. 認定の仕組みに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○全科目を受講する人、バラバラに受講する人を分けないと把握しにくいのではないか。（第2回） ○<u>都道府県が地域の実情に応じて実施することとなるが、ガイドラインに盛り込まれていない部分は、都道府県が市町村と検討しながら決めていくことになる。都道府県が決めるべきなのか、あるいは国から示されるのか混乱することも考えられるので、ガイドラインに盛り込むということではないが、都道府県の裁量において実施できるということを明確にしたほうがよいのではないか。</u>（第5回） ○資格認定を全国共通とした場合の証明方法について、登録制にするのか、証明書を発行するのか検討が必要。また、資格取得希望者が転居した場合、転居前の自治体で受けた記録をどう認めていけるのかが課題。（第1回） ○受講者がその都度修了証を集めて、必要なものを揃えた上で申請し、登録できる仕組みの検討が必要ではないか。（第2回） ○全国共通様式による修了証はあったほうがよいのではないか。（第3回） ○免職になり別の県に移ると、そのときに認定取り消しの規定がなければそのまま他県でも仕事ができるのか、整理が必要。（第1回） ○基準第10条第3項第9号に該当する者については、市町村に確認をしたり、あるいは市町村長の証明書を発行してもらう作業が付随してくるので、この辺の作業を都道府県と市町村が役割分担して、市町村において責任を持って推薦した方について、都道府県が認定研修の受講資格の有無の判断をするのがよいのではないか。（第3回） ○「受講資格等の確認」において、都道府県と市町村との役割分担として、①都道府県は研修定員を考慮し市町村別の受講人員の配分を決定→②市町村は配分された人員について、地域バランスやクラブごとの指導員の人数等を配慮しながら優先順位をつけて受講候補者を決定し、関係書類を添付して都道府県へ申し出→③その際、市町村では受講候補者の本人確認や各種資格証や終了証明書、実務経験書に基づき受講資格を確認→④都道府県では、市町村からの優先順位に基づき全体の調整を行いつつ受講者を決定し市町村に通知、という方法が考えられないか。（市町村に受講資格確認を行いながら受講者の優先順位をつけてもらうのは、各クラブの状況を把握している市町村に、現状を再確認しつつ、放課後児童健全育成事業の将来を見通しながら支援員を養成してほしいという思いからである。）（第3回） ○認定者名簿にかかる電算台帳のようなものが全国共通であれば、自治体の作業が軽減されるのではないか。（第3回）

これまでの検討会（第1回～第5回：都道府県認定資格研修関係）における委員の主な意見^⑬

区分	主な意見
3. 認定の仕組みに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○実務経験証明書というのは、現職であれば出やすいが、過去に何回かにわたって職場を変えて働いたなどの経験の方もいると思うが、そういう場合、現実的に証明書は取得できるものなのかどうかという問題があるのでないか。（第3回） ○実務経験証明書は全国共通の様式添付を義務付ける方法もあると思うが、申込書（推薦書）に市町村（又は所属先代表者）の証明印の欄を設けるなど、事務負担のない方法を提示する必要がある。（第3回） ○認定者名簿のシステムを考えるときに、子育て支援員の補助員の研修と関わるので、それらと整合性を取った形にする必要がある。（第3回） ○認定の仕組みに関する資料の図について、ジェンダーバランスに配慮したものとした方がいいのではないか。（第3回） ○信用失墜行為の禁止について、保育士制度は都道府県登録で、登録取消、あるいは登録の停止ができるが、保育士と同じような仕組みにすれば可能ではないか。（第4回） ○認定の取消の際にも、クラブの状況を把握している市町村が都道府県との連携の中で関わっていく必要があると考える。（第4回）
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○来年度から実施された場合、特定の講師に集中していくことが心配。（第1回） ○費用負担、代替職員の雇い上げ等について論点として取り上げておく必要があるのでないか。（第1回） ○受講料や代替要因の確保など財政的な支援が必要。（第2回） ○指導員の待遇の改善をセットで検討することが重要。指導員が継続して働き続けないとスキルアップの継続性は保てない。（第1回） ○子どもが必要な期間通えるようになるために、職員がアイデンティティを持って働く、そしてそのことを地域や当事者が支えることが前提となる。（第1回） ○性差への配慮が必要。誓約書や研修内容を保護者に開示するなど保護者や子どもが安心だと感じられるようにする必要があるのでないか。（第2回） ○実習は現場の負担が大きいということだが、現場から学べることは多いので、国でこの研修の教材として映像資料を作成してはどうか。（第3回） ○ガイドラインは局長通知なのか、大臣告示ではないのか。他の資格制度との並びを考慮する必要があるのでないか。（第4回）